

**特定非営利活動法人日本肺癌学会被選挙権資格
評議員資格審査のための業績の基準**

過去10年間に、下記のイ)、ロ)、ハ)、ニ)及びホ)の業績を合算して40点以上を有すること。(過去10年間とは、選挙が行われる前年12月31日を基点とする。)

イ)① 本会が主催する全国規模の学術集会(セミナー等を含む)及び本会と関係の深い国内外学術団体が主催する全国規模・国際規模の学術集会における肺癌に関する発表。

② 本会の支部会が主催する支部の学術集会における発表。

ロ) 国内外学術団体の機関誌またはこれに準ずる学術刊行物、専門誌への肺癌に関する論文掲載。

ハ) 学会誌「肺癌」への論文掲載。

ニ) 学術図書における肺癌に関する著作。(但し、分担執筆の有無を問わず筆頭者を15点、共著者を5点とする)

ホ) 本会が主催する全国規模の学術集会(セミナー等を含む)への出席。

区分		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
A	筆頭演者(一般演題)	①全国規模 5				
	(要望演題も含む)	②支部会 3				
	筆頭著者(論文)		原著 10 症例 5 総説 5	原著 25 症例 15 総説 15	15	
B	特別講演者, シンポジスト	①全国規模 7				
	パネリスト, ワークショップ演者等	②支部会 3				
C	共同演者(一般演題)	①全国規模 3				
		②支部会 1				
	共著者(論文)		3	5	5	
D	座長	①全国規模 3				
E	出席					3

註1. イ)、ロ)、ハ)及びニ)に掲げる業績は、その内容が肺癌を含む腫瘍性疾患ならびにそれらに関連する内容であり、かつその内容に関して学術討論に耐えるものであることを要する。

註2. イ)①における本会と関係の深い国内外学術団体としては、別に掲げるものとし、それ以外のものの選定は選挙管理委員会の判断によるものとする。

註3. ロ)における機関誌、学術刊行物、専門誌としては、別に掲げるものとし、それ以外のものの選定は選挙管理委員会の判断によるものとする。

註4. 審査のために、下記の物を必要点数分(判断しかねる場合もあるので若干多め)添付して申請する。その内容の採択については、選挙管理委員会の判断に委ねる。

演者：総会号の表紙のコピーと、演題プログラムまたは抄録のコピー(マーカー等により自分の名前を明示)

論文：別刷表紙または1頁目のコピー（マーカー等により自分の名前を明示）

出席：学術集会へ出席の証明は、原則的に参加証のコピーの提示を要する。それが困難な場合、プログラムで参加の証明ができればそれで代用する。但し、筆頭演者、座長、シンポジスト等に限られる。

註5．送付された資料は返却しないので、参加証、論文別刷等は必ずコピーとする。

註6．業績の審査は、立候補の表明をした場合に限り行う。したがって、業績審査のみ受けることはできない。

註7．更新（10年毎）の場合の点数は30点とする。

別記

参考（評議員資格審査に当たっての参考）

<本会と関係の深い国内外学術団体>

日本医学会、日本内科学会、日本外科学会、日本呼吸器学会、日本胸部外科学会、日本呼吸器外科学会、日本臨床腫瘍学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本気管食道科学会、日本臨床外科学会、日本癌学会、日本癌治療学会、日本医学放射線学会、日本放射線腫瘍学会、日本病理学会及び国外の権威ある学術団体、その他

<国内外学術団体の機関誌またはこれに準ずる学術刊行物、専門誌>

上記学術団体の発行する機関誌、「胸部外科」、「日本胸部臨床」、「呼吸」、「呼吸と循環」、「癌と化学療法」等、大学あるいは所属施設が発行する機関誌及び国外の権威ある学術誌

（例：Cancer, Lung Cancer, Cancer Research, J. Clin. Oncol., J. Thorac. Cardiovasc. Surg., J. Thorac. Oncol., Ann. Thorac. Surg., CHEST, Eur Respir J, Am J Respir Crit Care Med, Respiriology, 他）、その他

附 則

1. この日本肺癌学会評議員資格審査のための業績の基準は、この法人の設立の日から実施する。
2. この日本肺癌学会評議員資格審査のための業績の基準は、平成21年11月12日から実施する。